

## 各教科の基本的な考え方（知的障害者を教育する養護学校の各教科）

### 1 知的障害者を教育する養護学校の各教科の考え方

知的障害者を教育する養護学校の各教科においては、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けるために、障害の状態や学習上の特性などを踏まえた目標や内容等を示している。

#### (1) 各教科の構成と履修

小学部の各教科は、生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の6教科で構成されており、第1学年から第6学年を通して履修するようになっている。

中学部の各教科については、必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の8教科で構成されている。また、選択教科は、外国語のほか、その他特に必要な教科があり、これらの教科は、各学校の判断により必要に応じて設けることができる。

高等部の各教科については、普通教科、専門教科及び学校設定教科で構成されている。普通教科の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の9教科については、すべての生徒に履修させることとなっている。また、外国語と情報については、各学校の判断により、必要に応じて設けることができる。

専門教科は、家政、農業、工業及び流通・サービスの4教科で構成されている。また、学校設定教科は、学校が独自に設けることができる教科である。

知的障害者を教育する養護学校の各教科については、内容を概括的に示していることから、各学校が指導計画を作成する際には、児童生徒の障害の状態等、学校や地域の実態に即して、各教科の内容を具体化し、指導内容を設定する必要がある。

#### (2) 段階による内容構成

各教科の内容は、学年別に示さず、小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階（ただし、高等部の専門教科は1段階）で示してある。学年別に示さないこと理由は、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年であっても、知的発達遅滞の状態や経験の程度が様々であり、個人差が大きいためである。また、段階を示しているのは、個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択し、指導しやすくするためである。

知的障害者を教育する養護学校には、ほとんど言語を解さず、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において、常時多くの援助を必要とする程度のもの（重度）、環境の変化に適応することが困難で、他人の助けにより、ようやく身の事柄を処理することができる程度のもの（中度）、日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することができるが、抽象的な思考は困難である程度のもの（軽度）のうち、特に社会的適応が困難なものが在学している。そのため、各教科の各段階は、基本的には、知的発達遅滞、身体発達、運動発達、生活経験、社会性、職業能力等を考慮して、小学部1段階から高学部2段階へと積み上げて示している。

小学部1段階は、知的障害の程度が重度のもの及び中度のものうちの一部を対象とした内容を示している。この段階では、知的発達が極めて未分化であること、生活経験が少ないことなどから、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験したり、基

本的な行動の一つ一つを、着実に身に付けたりすることをねらいとする内容を示している。

小学部 2 段階は、知的障害あて度がおおむね中度のものを対象とした内容を示している。この段階では、主として教師からの言葉かけによる援助を受けたり、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして児童が基本的な行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。

小学部 3 段階は、知的障害の程度が中度のもの及び軽度のもののうちの一部を対象とした内容を示している。この段階では、主として児童が主体的に活動に取り組み社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。

中学部は、小学部 3 段階を踏まえ、知的障害の程度が中度のもの及び軽度のもののうちの一部を対象とし、主として生活の経験の積み重ねを考慮して、社会生活や将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。

高等部については、従前は一つの段階で示していたが、近年、中学校特殊学級からの入学者の増加等により、生徒の実態が多様となったことから、より一層きめ細かな指導の充実を図るために、普通教科は基礎的な内容と発展的な内容の 2 段階で示している。

高等部 1 段階は、中学部段階を踏まえ、知的障害の程度がおおむね中度の程度のもので対象とし、主として卒業後の家庭生活・社会生活・職業生活などを考慮した、基礎的な内容を示している。

高等部 2 段階は、知的障害の程度が軽度のものを対象とし、1 段階を踏まえ、発展的な内容を示している。

なお、教育課程の編成に当たっては、児童生徒の実態等に応じて適切な内容を選定し、指導内容を設定することができるようになっている。

## 2 教科別の指導

教科別の指導とは、時間割の中に、一各教科の時間を設けて指導することである。指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる児童生徒の実態によっても異なる。

教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容についても、一人一人の児童生徒の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならないことが多い。その場合、一人一人の児童生徒の興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮することが大切である。

また、指導に当たっては、学習指導要領における各教科の目標を踏まえ、児童生徒の実態に合わせて適切な授業を創意工夫する必要がある。学習活動に生活的なねらいをもたせ、児童生徒の実態に即して、生活に即した活動を段階的に指導する必要がある。

特に、児童生徒の個人差が大きい場合には、一斉授業の形態で進める教科別の指導は困難であることから、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成するなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。

さらに、指導計画を作成するに当たっては、他の教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間(小学部を除く)との関連、また、領域・教科を合わせた指導との関連を図るとともに、児童生徒が習得したことを実際の生活に役立てるようにする必要がある。

(盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領解説 平成12年3月 文部省から引用)